

# 認定基準表

令和4年2月

番号	基準項目	目標性能	長期使用構造等の適用関係		審査機関	
			一戸建て住宅 <sup>*1</sup>	共同住宅等 <sup>*2</sup>		
1	(法第6条第1項第1号関係) 長期使用構造等	① 劣化対策 (法第2条第4項第1号イ関係)	数世代にわたり住宅の構造躯体が使用できること。	○	○	登録性能評価機関
		② 耐震性 (法第2条第4項第1号ロ関係)	極めて稀に発生する地震に対しても継続利用できること。	○	○	
		③ 可変性 (法第2条第4項第2号関係)	ライフスタイルの変化に応じて間取りが変更可能なこと。	—	○ (共同住宅及び長屋にのみ適用)	
		④ 維持管理・更新の容易性 (法第2条第4項第3号関係)	内装や設備について維持管理、更新が容易にできること。	△ (専用配管の基準のみ適用)	○	
		⑤ バリアフリー性 (法第2条第4項第4号関係)	将来のバリアフリー改修に廊下幅等が対応可能なこと。	—	○	
		⑥ 省エネルギー性 (法第2条第4項第4号関係)	断熱性能等省エネルギー性能が確保されていること。	○	○	
2	住戸面積 (法第6条第1項第2号関係)	○良好な居住水準を確保するため必要な規模を有すること。 ●戸建て住宅 : 75㎡以上 ●共同住宅 : 55㎡以上(一住戸当たり) ※少なくとも [ひとつの階の床面積] が40㎡以上あること。(階段部分を除く面積)			沖縄市	
3	居住環境 (法第6条第1項第3号関係)	○良好な景観形成等、地域における居住環境に配慮されていること。(本市基準あり)			沖縄市	
4	維持保全計画 (法第6条第1項第5号イ及びロ又は同項第6号イ関係)	○建築時から将来を見据えて、定期的な点検等に関する計画の策定。			沖縄市	
5	資金計画 (法第6条第1項第5号ハ又は同項第6号ロ関係)	○当該住宅の建築及び維持保全を確実に遂行するため適切なもの			沖縄市	
備考	<p>*1 : 一戸建ての住宅とは、一戸建ての住宅で人の居住の用以外に供する部分を有しないものに限る。</p> <p>*2 : 共同住宅等とは、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅で人の居住の用以外に供する部分を有しないものに限る。(併用住宅含む)</p>					